

院外処方せん Q&A

院外処方せんの Q&A をまとめましたので、下欄をご覧ください。



Q.なぜ、院外処方せんにするのですか？

患者さんにとっては、複数の薬局からお薬をもらうより、「かかりつけ薬局」を持つことで、ご自身のお薬管理を任せることができるようになります。また、重複や飲み合わせによる相互作用を防ぐことができるようになり、細かな薬歴管理や服薬指導が受け付けられます。

Q.院外処方せんの良い点は？

十分な薬の説明や服薬指導が受けられ、納得して薬を服用することができます。
薬歴管理により重複投与や相互作用のチェックが受けられます。
薬歴管理により以前にアレルギーを起こしたことがある薬などの再投与を未然に防ぐことができます。
国内の薬局であれば、どこでも自由に薬局を選択できます。

Q.院外処方せんの不便な点は？

病院と薬局の 2 ヶ所に行かなければならず、ご面倒をおかけすることになります。
現行の健康保険制度では病院で薬をもらう場合に比べて、患者さんの負担金が若干増えてしまう場合があります。

Q.薬をもらえる薬局は？

薬をもらえる薬局は「保険薬局」「調剤薬局」「処方せん受け付け」などの表示があります。
患者さんの都合に合わせて便利な薬局を『かかりつけ薬局』としてご利用ください。

Q.かかりつけ薬局とは？

調剤をしてもらう薬局は患者さんが自由に選ぶことができます。
患者さんのご都合のよい薬局を『かかりつけ薬局』に決めると良いでしょう。
『かかりつけ薬局』では薬歴管理をしているので、いつも同じ薬局をご利用されていれば 1 ヶ所の医療機関で処方された薬だけでなく、他の医療機関で処方された薬との重複投与、相互作用などのチェックも可能となります。

Q.薬はいつまでにもらえばいいの？

院外処方せんの有効期限は発行日を含めて 4 日間（土日・祝日も含みます）です。
4 日以内に薬局へ処方せんを持参してください。

Q.自分で薬局へ行けないのですが？

処方せんを持参していただければ受け取りはご本人でなくても構いません。
また、代理の方がいない場合には最寄りの保険薬局へ是非相談してみてください。

Q.院外処方せんを紛失してしまったときには？有効期限を過ぎてしまった場合には？

院外処方せんは重要書類です。紛失されますと薬は受け取れません。有効期限の 4 日を過ぎてしまった場合も同様です。これらの場合には処方せんの再発行や、期限延長の手続きが必要となります。ただし、いずれのケースでも医師の了解が必要となりますので、必ず各科外来へご連絡ください。

Q.薬だけほしい場合は、病院へ行かなくても薬局で調剤してもらえますか？

できません。
薬剤師は医師から発行された処方せんにもとづき調剤するので、薬のみの場合でも必ず病院にかかり、院外処方せんを発行してもらってください。

Q.服用している薬や病気のことが他人に知られることはありませんか？

薬剤師は業務上知り得た患者さんに関する情報を他人に漏らすことは禁じられています。
これに反した場合には法律によって罰せられることになっており、患者さんのプライバシーは守られます。

Q.休日や深夜でも薬をもらえますか？

現在のところ、休日や深夜に営業している薬局は非常に限られています。
薬局の営業時間内に取りに行かれますよう、お願いします。

JA 北海道厚生連ニセコ羊蹄広域
倶知安厚生病院